

翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』⑩

Ⅱ晨園の大名貸、松崎慊堂との交流、死去Ⅱ

晨園君は自己単独を以て諸侯の用を弁したる事枚挙に遑あらざるも、時に喜半、松市等と協力して諸方の需めに応したる事も一再に留まらず。左に家蔵の各方面の書簡を録して其の大体を窺はしめむ。

相渡申儀定誓約証文之事

一旦那勝手向四ヶ年以前丑年迄追々先勝手役人不取計ニ而猥諸所公金借入連々借財高相嵩暮方難取続每暮 公金元利済之節知行所百姓共迄致難洩候付旦那始拙者共并知行所惣百姓其元方江達而相願丑暮諸所 公金借入之高凡三千兩余之处御対談之上暮方仕法取極其元方御引請当暮迄段々取計諸費無之様精々預御セ話候付当暮ニ至最初御引渡申候節トハ 公金借入高も減凡弍千参百兩余ニ相成往々借財済消可申処去ル丑暮借財取調之砌金高格別ニ相嵩候而者其元方御引請御承知之程も無覺束江戸表借入分者相除当借ニ而致手繰置候処段々借増ニ成当暮ニ至利倍金高千七百兩程ニ相成取続手繰出来兼候ニ付無扨取調書を以再応及御相談候処格別之以御実意右嵩候借財遠州江戸兩所借入高金四千兩余ニ成候処御引請被成当借高利之分繰替御片付被下候上者別紙暮方仕法帳相置候通ニ而急度賄 公辺入用之外聊臨時入用之儀申出間敷旨旦那初拙者共睨と致承知候依之当暮方連年永久御セ話可被下旨主従共忝次第御座候然ル上者以来儀定誓約無忘却上下一統申合聊違変申間鋪候

一君臣共儉約專要之事

一御役向之外家中容易二人抱入申間敷事

一公金者勿論当用金決而借入申間敷事

一月並定式之外 公用又者転変格別訳立候臨時之外出金無之事
右之條々堅可相守候依之儀定誓約証文相渡申処仍如件

文化五戊辰年十二月

栗田庄左衛門 印

栗田 牧太 印

角皆弥五左衛門 印

金丸幸左衛門 印

林 彦六 印

山崎万右衛門殿

鳥井 半助殿

松本市右衛門殿

前書之通り相違無之候

志摩 印

一札之事

一高百六拾八石八斗三合 城東郡金谷村

一高百三拾七石三斗五升 同郡 板澤村

一高百八拾九石六斗九升三合 佐野郡杉谷村

高合四百九拾五石八斗四升六合

右者旦那勝手向之儀是迄段々預御世話猶此上永久之御也話相頼候
上者一同実意第一二相守以来如何様之儀有之候共不実之儀有之間
敷万一末々二至無抛子細有之御也話相改候儀茂於有之者其節迄之
御出金高返済為引宛右三ヶ村可相渡候間若右之始末二至候ハ、
年々物成米を以永御勘定御引取可有之候尤其節渡米取捌之儀者栗
田牧太并庄左衛門子孫二至候共其者役儀二不拘引請各江無滞勘定
可相立旨被申付置候条聊相違無之候為後証一札入置申処仍如件

井上志摩守内

文化七午年三月

栗田弥左衛門 印

栗田 牧太

角皆弥五左衛門 印

金丸幸左衛門 印

林 彦六 印

鳥居 半助殿

山崎 万右衛門殿

松本市郎右衛門殿

前書之通り相違無之者也

志摩 印

一札之事

一拙者共御地改所御勝手向前々御繰合六ヶ舗諸公金御借り入多分
ニ相嵩ミ候所近年貴殿方御世話被下御賄通り無御差支御用向相弁
村々一統安心仕居候然処打続穀安其上江戸御屋舗御類焼旁ニ付
追々公金御借入相嵩誠ニ御取続も出来仕間敷と心痛仕居候依之此
度一統相談之上ニ而折入而貴殿方御頼申候者右諸公金多分ニ御座
候而ハ諸入用多く色々御不益而已ニて其上村方茂彼是難義仕候筋
も有之ニ付何卒貴殿方格別之御勘弁を以右公金利高三分各方御才
覚金を以御繰替被下候ハ諸入用之違余程御益ニ茂可相成候尤公
金繰替之義江戸御屋舗迄配シ候而者又々御儉約之御弛ミニも可相
成義ニ付国方御役人中而已御相談御繰替被下候様仕度尤万一心得
違之者公金繰替等之義御達シ不被成候御取計江戸表へ申立国方御
役人中者勿論各方迄等閑之御取計被成候様相聞江如何様之御疑念
御座候共元来右御不益を厭イ行々之所御取続之ため村々相談之上
御頼申候義ニ付一統罷出急度其段申立惣御苦劳申間舗候勿論貴殿
方無抛御入用之筋有之候ハ亦々村々ニ而公金拝借仕繰替可申候
至其節少茂違変申間舗候依之村々一統連印御代官奥印一札相渡申
候所仍如件

井上志摩守知行所

文化九申年十一月

小澤村 太郎八

平 八

小出村 三右衛門

清 七

懸
川

平尾村	政所村	杉森村	御門村	森村	田嶋村	金谷村	板澤村	杉谷村	亀甲村	耳川村	月岡村	平左衛門
權兵衛	松兵衛	庄藏	文六	小左衛門	武兵衛	四郎兵衛	幸助	次右衛門	藤右衛門	五郎兵衛	文右衛門	
伊左衛門	半左衛門	次左衛門	八郎右衛門	平左衛門	丈左衛門	又平	友藏	彌左衛門	篤右衛門	彦左衛門	喜右衛門	
庄助			太郎右衛門									
庄右衛門												

鳥井 半助殿

山崎 万右衛門殿

松本市郎右衛門殿

件
前書之通村方より御頼申候所相違無御座候依之奥印致候所仍如

月岡陣屋

栗田 牧吉

栗田 九藏

佐野安兵衛

三州吉田城内木村甚助外二名書簡

一筆致啓上候甚寒之節御坐候得共御両所様弥安全被成御起居珍重奉存候 然者去る四日大地震其御地も至而強震破損所多分出来之由御宅如何御怪我等も無之御立退被成候哉 殊に掛川者大火之由乍去万右衛門様御宅者御逃れ被成候赴二及承候喚々御驚被成候義と奉察候当地も強震二而城中夥敷大破在町も同様海辺通者津波二而汐入相成今以浪高地震も日々小震不相止夫故人氣落着不申一統十方暮罷在候 右二付而者兼て御世話相成候年賦返納金差送り候期月相成候得共前条之次第故金子不融通相成実ニ差支候間乍御迷惑当年之処元利共御延年御頼可申上候旨勝手役人共申聞候間先年格別御勘弁被成下候上猶又右様申上候儀赤面之至二候得共天災之義不及是非此段及御掛合候 何卒御聞濟被下候様致度右御頼地震御見舞旁為可得貴意如斯御座候恐惶謹言

十一月廿八日

木村 甚助

三浦深右衛門

佐藤 才次

山崎 万右衛門様

鈴木九郎左衛門様

鷹云 本書は安政元年の手紙なり。

三州吉田城内杉本百助書状

一筆致啓上春寒之節御坐候処弥御安静被成御座珍重之御儀奉存候然者今般私義代官役被申付遠州城東郡加茂村支配仕候間出張之砌旁御世話相成可申候間右之段為可申上以愚札如斯御座候恐惶謹言

正月廿一日

杉本百助

山崎万右衛門様

正己氏

青山下野守家来堀ノ内陣屋池田幸助書状

以切紙得御意候然者当領分高橋村両組外九ヶ村無抛要用二付貴様方二而金百両借用申度旨申出候間相糺候之处村入用相違無之候尤返済方之儀聊遲滯無之様嚴敷申付置候間御貸渡有之候様致度存候右為可得御意如斯御座候以上

八月五日

池田幸助

山崎万右衛門様

内藤能登守 年四月日光御参詣あり

内藤能登守家来書状

以飛札致啓上候嚴暑之砌御坐候処弥御安静被成御凌珍重之事奉存候然て能登守今般就参府今廿日袋井泊にて明廿一日其駄被致通行候 就而者每度御深切之御セ話被預尚又昨年格別之御心入二而貸上金等御坐候御挨拶旁旦那逢被下度旨に付乍御苦勞其御駄小休所迄御出張被下候様重役申聞候間可成丈御繰合セ御足勞被下候様致度御坐候右可得貴意如斯御坐候 恐惶謹言

五月廿日

草野喜八郎

山崎万右衛門様

右の外諸侯諸家より賜はりし来状数百通に上り一々枚挙に遑あ

らず。而して其の多くは金談に関する諸家々来よりの頼み状又は返済延期の依頼状にして、余りに冗長に過くるを厭ひ殊更に省略す。但爰に注目すべきは、文化八年十一月城東郡平尾村及同年同月御門村の証書式通なり。口入掛川下俣町代助にて宛名は松下内匠様御役所とあり。畢竟本金の資源者当家より供給したるものと認む。

旭君は諸侯の寵を受けしこと一再ならず。今其の一例を挙げんに、文化十年太田侯より御用達の命を拝して苗字御免の御書状を賜はり、村柄立直しの故を以て文政三年二幅対の掛軸を賜はり及高貴の御盃を頂戴す。

又文化五年より田中藩本多豊前守へ出入し、同七年三人扶持を給せられ、同十年二人扶持の加増を拝し、文政四年七人扶持に昇進す。

内藤備前守よりは文政二年御盃を賜ハリ、同五年拾人扶持を給せられ、翌六年資治通鑑一部百六十五冊の大著を下されたり。

又松平遠江守よりは早く既に享和年中御館入を許されたること家訓に示す処の如し。加之文政十二年御盃壹組を賜はれり。

文政六年六月四日旭君出府して松崎慊堂を訪問し、氏を介して松平冠山侯に金百両を用達せし旨慊堂日暦及郷土研究誌上等に審かなり

鷹云 松平冠山は池田定常（明和四年十月三日生）君倫と号し縫殿頭と称す。因州侯の支族にして因州新田一万五千石の城主なり。嘗て駿府城の加番を勤役せしか、享和元年病を以て職を辞す。家子兵庫定興封を襲く。冠山亦老健苟くも与に語るべき者あれば貴賤を論せず身親ら訪訢し、殆んと其の封侯たるを忘る。遂に薙髪して冠山と号す。文政十二年三月鉄砲洲の賜邸災に罹る。因て砂村の別業に居り、天保四年七月九日病て卒す。年六十七。

慊堂日曆拔萃

文政六年六月

十七日 午晴 晨園来寓 十八日雨 十九日雨 晨園病

廿六日 与ニ晨園士黙持正玄恭堀孫一游ニ於墨水一 遮ニ笠原伯文帰ニ於越一也

廿八日 夜晨園託ニ百金士黙一見レ致 同ニ士黙一赴ニ冠山侯一 侯前致レ之 連印者三人 為ニ神戸左橋一 為ニ井上文左衛門一 為ニ堀久七郎一 事終飲燕 丑刻始帰

八月

廿六日 赴ニ祭酒邸一 夜宿ニ渡邊衛園一 明廿七日送ニ晨園一至ニ品川海晏寺一而帰ニ山房一

文政九年九月

二十日、雨 經ニ川崎原一三里送レ路左行 降抵ニ神尾村一行僚如レ川到处川漲 蹣跚至ニ桶田一 買ニ竹輿一 晚入ニ掛川一 宿ニ蒸霞園一 主人不在 葛嶺持正来

廿二日、晴 丙戌九月与ニ狩望之一語ニ小笠山扨菌之義一 望之強ニ要余一而行 廿三日入レ山 作ニ菌羹一侑レ酒 同人作レ図 即題ニ其上ニ 廿三日、晴 趁ニ晨園窪澤別業一 游ニ益良池一 食ニ松菌羹一美甚

夜宿ニ窪澤一

又越前侯より桐御紋付肩衣并御羽織を拝領したることもあり、以て諸侯より受けたる恩遇の渥きを知ると共に、巨万の失費を惜まざりしを証するに足れり。

鷹惟ふに世間巨万の富を有する者少からず。然れ共其の多くは富の為に自己の人格を滅却し、或は健康を害する者甚た多し。克く己の富を散して天下国家を救ふの人士果して幾人かある。然るに晨園君は事苟くも国主の内憂、民福の消長に関する以上、決して自己を顧みず進んで之を援護し、永久に領主を安んじ、郷土の不安を除かんとする不断の赤誠は、前記の行為を一見して世間稀に見る徳行の士と謂はさるへからず。啻に恒産の有無を以て能否を

断すへきものにあらざるなり。晨園君復た特に報恩の念厚く信仰心に富み、叔父達道綱禅師僧道に入りしを以て、特に同師の住寺したりし榛原郡切山村陽向院に浄財を寄進して一家の冥福を祈れり。

同院に存する位牌左の如し
表

無得円心居士

日牌 立戒定地居士 古水妙帆大姉 各位

釣無乗竿大姉 佛参自性居士

佛光映性大姉

裡

祠堂金五拾両容納 六霊永代日牌達道両親等也

施主掛川山崎万右衛門

因に達道綱禅大和尚は宝暦二年第二世萬右衛門君の二男に生れ、曾我山正法寺十七世千山綱賢和尚の弟子となり、正法寺に於て得度し陽向院の住職となり、文化四年四月正法寺十九世として入山、文化十年五月隠居して領家村長泉寺に入り、文政四年十一月廿五日寿七十歳を以て遷化す。

同師の仏門に入るに付逸話あり。当家二世萬右衛門君囲碁を嗜み技に長す。正法綱賢亦碁を好み四時当家に往来す。一日綱賢云ひけるは、仏僧幸ひにして勝たは其の賞として児を貰ひ受けんと。萬右衛門君之を諾す。囲み終りて果して禅師の勝となり、遂に愛児を与ふるに至りしと云ふ。

君復た曾我山正法寺に五具足を寄進したりしか、明治二十年三月同寺出火の際焼失したり。

鷹云 仏具に於て五具足と唱ふるは、牌坐の前に燭台一對、其の前に花立一對、其の前に香炉壹箇を立て並ふるものにて、祭壇に最も重要な

ものなり。

仏坐

○獨台○花立
○燭台○花立 □香炉

文化九年寺ヶ谷に祖先の墓を新脩し（弥左衛門家の項礪陰の記有）
後文政六年家督を長子に譲り名を儀一と改めし後と雖も、同八年
牛頭の墓地に鼻祖の墓標を新脩す（弥左衛門家の項碑陰の記有）。

当家は第二世萬右衛門君の頃より太田侯の勝手出入を許され、

当代旭君に至りて公然御用達を仰付けらる（栄誉の章参照）。

当代旭君か晨園と称すること、太田侯より賜はりしものの如し。
慊堂全集に記あり。左に之を掲ぐ。

晨園記

晨起獨行_レ園。花藥發_ニ奇穎_一。猶嫌墜露稀。更汲_ニ寒泉水_一。朱先生
澆_レ花詩也。我君視_レ朝之暇。書以賜_ニ民猷_一。民猷乃以_ニ晨園_一名_ニ
其居_一。蓋榮_ニ君賜_一也。來謁_レ余曰。願以教_レ我。余乃解_ニ詩人意_一
曰。花藥之沃然發_ニ穎於晨_一者。宿露之浥有_ニ以致_一之。而養_レ之者。
視以為_レ未_レ足。汲_ニ寒泉_一以澆_レ之。曰。是可_ニ以勝_ニ風日之交侵_一耶。
猶_下良心之清_ニ明於平旦_一者_上。不_レ以_ニ向_レ晦冥息靜極生_一明乎。日
出事起。物觸_ニ其外_一。情燄_ニ于内_一。聲色臭味。利害得喪。紛紜旁
午。憂煎百端。君子於_レ是戒懼修省。不_ニ敢或怠_一。日庶可_下以存_ニ良
心之清明_一。而禦_中晝且之梏亡_上耶。易曰。履錯然。敬_レ之無_レ咎。是
詩人澆_レ花之說也。今夫花藥滿_レ園。紅綠敷_レ瀟。露潔風輕。掩苒離
披。香靡而色炫。誠美矣。不_レ種不_レ生。不_レ藝不_レ殖。而良心之存
_ニ於我_一者。孰種而生。孰藝而殖。苟晝且之養得_ニ其所_一。而清明之
氣不_ニ以失_一。則其油然而長者。又孰則沮_レ之。然物養而後成。德久
而後大。子其旦旦而起。看_ニ其花藥_一。察_ニ其墜露_一。汲_ニ其寒泉_一而
澆_レ之。其油然而長者斯至矣。寒泉者何。戒懼修省。君子之不_ニ敢或
怠_一者。此之謂矣。是詩人之意。而君之所_レ賜。雖_ニ余之所_一學。亦
不_ニ此過_一焉。文化三年秋七月

旭君の松崎慊堂に致したる手紙

無礼奉敬梅雨之後先以

先生益御健勝奉敬喜候 野方無事乍憚御顧念被下間敷候 陳者前々より
申上候通り不自量之事に者御坐候へ共 生涯之内何ヶ世の小補ニも相
成候業心掛ヶ居候得共 天質懶拙其上蘆事穴劇ニ而是迄徒ニ消光仕既
ニ当四十九歳ニ相成候ニ付尚計慮仕候処 此上彼は猶予致居候而者宿
願も徒ニ相成可申と供歎仕候 一昨年も愚詩を以鄙懷申上候通赤心他
事無御坐候 去年出府意外多忙ニ而委曲御物語りも不致 其内淹留も
永く相成迎も一朝一夕之に者能誠を尽しかたくニ付 空しく帰郷 先
生思召之程も奉慚愧候 扱老母事客冬十月ゝ病氣付候処意外医薬無効
今春三月八日棄世仕不料之憂ニ相罹り申候 乍去当年六十七ニも相成
候得者 当人事者遺憾もなく相果申候

右ニ付而者此後野生身之上進退自由ニ相成候間 心中頗ニ宿願を催し昼
夜不甘寢食 然共豚児当年十五歳未冠懶驕ニ而是に者困り入り候得共
迎茂人生十分二時を得候而遁れ候期は無之ものニ御坐候得者 家道者
妻孥ニ相任セ前後不相顧一向に退き候覚悟決断仕候 然共宿業無之既
ニ半百ニも近き候得者 夙夜勤候而も迎茂儒業などの出来候氣遣ひ者
無之 乍去小伎隙事を以自己之遊戲ニ終り候事者固より性之所好ニ無
御坐候得者 苟も世の微益ニも相成候事を生涯之業と致し 老後を楽
み候工夫何かなと存 只草木と同腐さる事耳之素心 縦令身者何程之
艱難辛苦を経 家産者何程割折候共何ヶ事業不相立候而者死而不瞑義
ニ御坐候 依而沈思仕候処 当時世上に行れ候心学と申もの 石田勘
平豊嶋堵庵中澤道ニ之輩相繼 其後道ニ之弟子脇坂義道と申者右之説
を受継世間を説廻り 其後

官命を蒙り候由ニ而街道筋なと折々往来仕 先年其説を承り候事も御
坐得共 彼三輩とは遙ニ劣り候者に而 甚鄙俚なる事ニ御坐候 三輩
之中道二者殊に勝れたる者之由承り候に付 其撰著なと彼是閱し候処
濂洛之奥義を能吞込候者ニ而 其上聖賢之金言要語を摘出し種々世界の

事物ニ引当比喻いたし 其上禪語などを工みに取ませ 蠢愚の耳に入
易きよふに平語に綴り至て深切成ものニ御坐候 近頃上方辺に右道二
之者流なと有之 当世の風俗を考民間を喻し既に風俗を移し候事茂
間々有之 僧之談義説法なとよりは遙に勝り候由兼而承り及居候ニ付
試に京浪に遊び右者流の尤なる者を尋暫く承り候ハゝ其説様等之始末
を授り候義ハ為差事も有間敷 其上

先生之晰力を相願ひ加潤飾 在来之心学を沙汰いたし標出仕度一ツの心
掛ケニ御坐候 若鄙懷之通成就致し候上は郷里之兒女輩且者御領内之
村吏なとへ丁寧諭し聞候ハゝ感発いたし 風俗淳朴に移り候者も追々
可有之様致度拙之老婆深切ニ御坐候 且は

君恩之万一茂報し候赤心ニ御坐候 又壹ツの思立二者塙檢校なる者群書
類從六百卷を初め 其外夥多之綴輯盲人ニ而如斯之盛挙豊聡の英才ニ
者有へけれ共 自力に而成へき理なし 承り及候へ者抛私財書生を招
集め基を起 追々自身之記憶も広り遂に大業成就いたし候事之由眼前
之事ニ御坐候 僕痴愚といへ共苟も目あれ者一策有間敷にもあらず
勿論塙氏捨資生徒杯集メ候義僕之微力之及所に者無之候得共 分に応
し私財を擲候義於為道者毛之輜如く存罷在候間 撰著之義如何と士黙
江相談いたし候 士黙云

本朝国史之事六国史之外

林公御先代御撰み本朝通鑑并国史実録等之類曾而承り及居候得共
御家秘に係り候や世に公行致居候様子も無之 会津辺之隠士某私撰い
たし候本朝通記印本世に行れ候得共 荒陋徴とするに足ス

西山公御撰大日本史之儀者追々御板刻にも相成候由承り候へ共 簡帙重
大ニして寒郷僻地之容易ニ挾を不得所に御坐候 されハ当時

皇国之古今を一覧致候編史全備成もの無之ニ付平日歎息致居候 何卒国
史編年彼温史之様成ものを戮力撰述いたし度如何可有之哉 余日其儀
者兼而同意にて有之候得共 蹇駑之重任螭螭之怒臂不自量之甚敷 平
生人之感愛を興し候詩之一首をたに未た手に入さす程之事ニ候得者
況編年史之事拙之及所ニ無之 乍去兼而本朝編史公行之善本不見当ニ
付編史致度ものニ候得共 国史之義ハ庶人之分際ニ而者編撰いたし候

事不相成律令ニ而も有之哉 勿論先輩会津隠士又竹山翁之逸文等之例も有之候得共差支ハ無之哉 都而不案内之事ニ御坐候 愈々差支も無之編述を思ひ立候ニ付而ハ我

慊堂先生を總総裁に相願 其上先生之思召ニ而書生一両輩相招修史之場所者

御府内ニ而閑静なる地をトし 戮力專一二丹精いたし五六年も相掛り候ハハ略成就も可致哉是又壹ツ之思ひ付ニ御坐候

右二事之外尚又 先生之思召を以面白き御工夫等も御坐候ハハ御教示被下候様奉願候

前件之通り今般發心ニ付而者何れの道あり共成就仕候様一途ニ志候義ニ御坐候

扨家資を散折いたし候而も是非にと思ひ立候に者二つ之訳御坐候 一つ者前件之通り積年之微志 一つ者右志願なとをも息メ猶此上家職老実ニ相勤儉約を守り候ハハ家産の為にも可相成候得共 熟思いたし見候処 田舎ニ而者都下と違ひ土地相応の分際も御坐候得者 此上生産相増候共子孫長久之計と申にも無御坐 却而禍階にも相成候事も有之ものニ御坐候間 彼是風土相応之事体なと相考旁ニ而思ひ立候儀ニ御坐候 右之趣出府之上拝顔ニ而奉伺度存候得共 先つ一次書面ニ而相伺御左右承知仕度 思召之向に随ひ秋中ニも出府可仕と奉存候若又

先生兼而登嶽御再遊之思召立も有之候ニ付御序当地迄御枉願被下候ハハ難有拝面之上万縷申上候而決着仕度奉存候 当地迄御遊行も御坐候ハハ登嶽之御供致候者も可有之企望仕罷在候 且又此件当時ニ而者大秘密之事ニ御坐候 御同藩之内者勿論都而御披露被下間敷候

万一当地なとへ漏洩致候而者種々之差支之事も御坐候 発業迄者深く秘密之事ニ御坐候 前件之次第下手の長文前後雜乱仕候間御煩勞御厭無之御照察の上御熟読奉願候 都而赤心之事ニ而虚飾等之儀ニ而者無之候 此余者拝顔ならては難申上候 いつれ近きに御返翰被下候様日を数て翹望仕罷在候恐惶謹言

五月八日

山崎 旭拝敬

慊堂先生玉机下

鷹云 文中当四十九歳云々、其外母の歿年抔あり。推考すれば、本書は文政五年のものなり。

晨園君亦詩歌に長し、終生公益に専念するの傍ら小閑を利用して詩を吟し歌を詠し以て所懷を延べたること一再ならず。嘗て石川依平に送りし状左の如し

敬惟我

皇国之神道及歌詞中古数歴_ニ兵火_一而摸糊

如_レ失或似_下未_ニ開闡_一者_上近来岡部本居之

両先生並_ヒ出_テ道義初発古傳補闕其功

可_レ謂_フ大_{也ト}矣雖_レ然諸傳多闕_レ事則恐_レ有_レ

所_レ未_レ盡乎因賦_ニ半律_一以呈_ニ

石川依平盟兄梧下_一

聖經蘊奥絶_ニ秦嬴_一。歴_レ漢

至_レ唐論未_レ平。濂洛二賢初

得_レ発。朱氏繼出諸伝明。

秋八月 晨園旭拝

歿年の春偶ま花見に杖を曳き、何心なく一首の歌を詠ず

けふもまた花にくらして東山

日は西山に入松のかけ

此の年秋不図病を得て再ひ起たず。親族故舅を始め郷民をして之か辞世なりしかと追憶せしめ、層一層恐悲嘆の涙に咽はしめたりも理りなきにあらずと謂ふへし。左に辞世の詩を録す。

晨園君辞世

君寵如日照 野外及民生 我生蒙殊恩 朝夕不能忘

今秋五十六 中心如水清 重病終不起 安然集空行

辞世 晨園旭

終焉後追悼詩歌を一軸に集めたるもの左の如し。

五晴ぬしとされ哥の友なりしか　この秋やつかれか辞にけふも
又花にくらして東山　日は西山に入松のかけといへる秀逸を詠
出し玉へるも辞世の言の葉となりて身まかり玉ふけるよしを聞
侍りて　かの円光上人の和歌をもおもひ出られて

東山志のふ雲飛又かへる　今西山にむらさきの雲

鬼　卵

姉のセの君の文月はかりとみに病おこりてその夜身まかりたる
をかなしみてよみ侍る

夢ならはさめも志なましゆめならてはかなき人の世にこそあ
りけれ

鷹云　此歌には名なきも、姉の背の君とあるからに、藤枝小島氏の
義弟なる疑ひな

其外千里成　東云（句）　王守　花栗　山栗　橙人　亭栗等の歌
短冊を張込みあり。

晨園君文政十二年九月廿三日病を以て逝く。享年五十六。温林
良恭居士と諡し徳雲寺墓地に葬る。君に四男あり、長祝蔵、次才
兵衛、三男某、四男才助なり。才助を南西郷山田側に分つ（才右
衛門家の条見るへし）。長子祝蔵君曩に家を継ぐ。

妻せい藤枝宿小島氏の女。安政二年九月十六日歿す。

恭外良温大姉と諡し徳雲寺墓地に葬る。

（続）